毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を ○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 改正する規則

○福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例施行規則の一部を改正する規則

○福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに ○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方

○福島県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

福

○福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改 正する規則

○福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則 の一部を改正する規則

ᄪ

○福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正す

○福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

등등듯궂료

)福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、 福島県鳥獣の保

> 規則、 県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 規則の一部を改正する規則、 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則、福島県ハイテクプラザ条例施行 する規則、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、 を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県歯科技工士法施行細則の一部を改 びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、 ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、 護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則、 る規則及び福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 正する規則、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する 平成二十七年三月二十四日 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改 福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止す 福島県特別養護老人 設備及び運営並

福島県知事

内

堀

雅 雄

福島県規則第二十三号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

 $\overline{}$

の一部を次のように改正する。 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和) 一十八年福島県規則第八十六号)

三三

6

第六条に次の二項を加える。

受給資格者が受給資格証の交付を受けた後に氏名又は住所若しくは居所を変更した

場合は、当該受給資格者は、速やかに受給資格者氏名・住所等変更届(第五号様式の 証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添付しな 資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。ただし、受給資格 いことができる。 一)に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給

7 ばならない。 資格証に必要な事項を記入した上、これを当該提出をした受給資格者に返付しなけ 支給義務者は、 F頁と記入した上、これを当該提出をした受給資格者に返付しなけれ前項の受給資格者氏名・住所等変更届の提出を受けたときは、受給

当」という。)を除く。 労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手 の一号を加える。 第八条第五項第二号中 」を加え、 「就業促進手当(」の下に「雇用保険法施行規則 同項第三号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次 (昭和五十年

三 就業促進定着手当に相当する退職手当 給申請書 (第十号様式の四) 就業促進定着手当に相当する退職手当支

され、その職業に就いた日から起算して六月目に当たる日の翌日から起算して二月以内 支給申請書の提出は同一事業主の雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業所に雇用 に改め、「一月以内に」の下に「、同項第三号の就業促進定着手当に相当する退職手当 第八条第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、 を加え、 同条第八項中 「同項第三号」を 「同項第四号」 「、就職する」を「就職する」 福

| に改め、同条第三項中「知事」を「支給義務者」に改める。 | 第十六条第二項中「知事」を「支給義務者」に、「管轄公共職業安定所」を「安定所」を「支給義務者」に、「うえ」を「上」に改める。 | 第十五条第一項中「知事」を「支給義務者」に改め、同条第四項及び第五項中「知事」

《第二十五条』を「附則第十一条」に改める。 第二十条第六項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同条第七項中「W

政法人」を「行政執行法人」に改める。第二十五条第一項第一号イ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

コ、「届書を」を「、受給資格者氏名・住所等変更届に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及びこの証を添付の上、」 こ改め、第五号様式の次に次の一様式を加える。 4 第四号様式中 Ш Ш Ш に を Ш 数 斌 斌 斑 に、 囊 霟 に改め、 を 囊 冲 件 併 箈 # 旦 Ш 箈 AIK 同様式注意事項4中「 Ш \blacksquare Ш 給期間延長日 进 4 Ш Ш 到 併 伟 ДII 箈 Ш \mathbb{H} \mathbb{H} 28日分 4 数 数 Ш Щ Ш 数 (居所) 」や「若しくは居所」 待 待 を 独 期 Ш Ш Ш Ш 受給期間延長事由 給付日数延長事由 严 数 数 定 箈

号外第21号

第5号様式の2 (第6条関係)

受給資格者氏名・住所等変更届

		受給資格証番号	
受給資格を有する	氏 名	生年月日年	月 日
者	住所又は居所		
	(ふりがな) 新 氏 名		
	(ふりがな) 旧 氏 名		
変更事項	新 住 所 又は新居所		
	旧 住 所 又は旧居所		
	変更年月日	年 月 日	
上記の) とおり届け出 年 月		
福島県知	事 福島県教	で で育委員会又は 警察本部長	
		受給資格者氏名	

注意事項

- 1 氏名又は住所若しくは居所(以下「住所等」という。)を変更したときは、その変更のあつた日から10日以内にこの届書を提出すること。
- 2 この届書には、氏名又は住所等の変更の事実を証明することができる官公署 が発行した住民票の写し等の書類を添付すること。
- 3 氏名又は住所等のうち、一方の変更のみの場合には、表題の一方を○で囲み、変更事項欄については該当する欄のみを記載すること。

報

第9号様式 (第8条関係)

平成27年3月24日 火曜日

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号		
待期満了年月日	年 月 日	
受 給 期 間	年 月 日から 年 月	日まで
認定日数	日受講日数日通所日数	日
特定職種受講日	日寄宿日数	
内職(労働日数	日 内職 (収入額)	円
就業手当支給日	日 早期就業支度金 支給日数	В
(7) 受講者氏	名 (4) 証明対象期間	年 月
(ウ) 訓練受講哨	注種	
	でーに該当する印を付けること。 ■練等が行われなかつた ・祝日等) =印 ┌───────────	
	練を受けなかつた日の	5 6 7
a 疾病又》	は負傷による場合 ○印 8 9 10 11 ごやむを得ない理由があ	12 13 14
る場合	△印 15 16 17 18 身ない理由がない場合	19 20 21
(, 5 2)	×印 22 23 24 25	26 27 28
	29 30 31	
(オ) 特記事項		
上記の記載事 年	そに誤りのないことを証明します。 月 日	
	(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)	A
(カ) (イ)の期間中の	O就職、就労、内職又は手伝いの有無 a 有	b 無
(キ) (イ)の期間中	の内職又は手伝いによる収入の有無 a 有	b 無
(ク) 寄宿の有無	有() · 無
	申告します。	
年 福島県知事 (月 日 葛島県教育委員会又は I 島 県 警 察 本 部 長	
	受給資格者 (受講者) 氏名	(F)
備	5	

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を(オ)の欄に記載すること。
- 2 この証明書は、給付申請書の添付書類として、受給資格証と併せて提出すること。
- 3 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかつた場合又は偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 (ħ)の欄及び(キ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、(ħ)の欄又は(キ)の欄の a に該当する者は、その内容を失業証明書発行依頼の際に公共職業安定所長に申告するとともに備考欄に記載すること。
- 5 (カ)の欄及び(キ)の欄の「(イ)の期間」は、公共職業訓練等の受講を開始する前及び終了した後の期間を除くものであること。
- 6 (カ)の欄の「就職」及び「就労」とは、事業主に雇用され、自営業を営み、会社の役員若しくは嘱託となつた場合等職業として認められるものに就いたこと、日雇労働者として臨時に労働したこと又は原則として1日の労働時間が4時間以上である自営業を開始するための準備、ボランティア活動等をしたこと(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、「就職」及び「就労」となること。)をいう。なお、賃金等の報酬がない場合であつても、「就職」及び「就労」となること。
- 7 (h)の欄及び(+)の欄の「内職」及び「手伝い」とは、いかなる仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、ボランティア活動等の他人の仕事の手助けをした場合等あなたが労働した場合で、(h)の欄の「就職」及び「就労」とはいえない程度のものをいう。なお、収入を得ていない場合であつても「内職」及び「手伝い」となること。
- 8 (ク)の欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」に該当する者が、別居 して寄宿していない日がある場合は、その日及び理由を括弧内に記入すること。

田

離

日か、田無無

第 1 0 号様式の 4 (第 8 条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

(2) II 60 1/8 1/9 1/4	氏 名				受給資格正 番 号					
(7) 受給資格者	住所又は居 所			電話	舌番号 ()				
(イ) 就 職 先 の	名 称									
事 業 所	所 在 地			電話	舌番号 ()				
(ウ) 1週間の所定	労働 時間	時 間	分 (工)	休職申 等に明 賃金月	示した	万 千円				
(オ) 雇用期間中の1	責金支払状 ※	元	·							
A 传 ム 士 +1 支	· 允 妣 明	B A O	(こ 賃金額	Į	D 備考				
A 賃 金 支 払 対	象 期 間	基 礎 日 数	a	b	計	- D 備考				
月日~	月 日									
月日~	月 日									
月日~	月 日									
月日~	月 日									
月日~	月 日									
月日~	月 日									
月日~	月 日									
就職年月日~	月 日									
(カ) 上記の記載事等 年 月	実に誤りのな 日	ないことを記	正明します	∱ 。						
			事業主(法人に		t 、 名 称 D	⑩ 及び代表者名)				
上記のとおり家年		手手当に相当	ーー 百る退職	——— 表手当の支	で給を申記	青します。				
	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	会又は 本部長								
			受給資格	3 者氏名		(F)				
備考										

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至つた日の翌日から起算して2月以内に、支給義務者に提出すること。 なお、当該期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り、 受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格証を添付すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の 退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還 と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰される ことがある。
- 4 申請書の記載について

平成27年3月24日 火曜日

- (1) 受給資格者は、(ア)の欄及び申請の欄を記入すること。
- 2) 受給資格者を雇用した事業主は、(イ)から(カ)までの欄をそれぞれ記入すること。
- (3) (ウ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して 6月に至つた時点における1週間の所定労働時間を記入すること。
- (4) (I)の欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、受給資格者に対して明示した賃金月額を記入すること。
- (5) (d)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記入すること。
- (6) 事業主は、(カ)の欄の証明を行うこと。
- 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

第十四号様式中

共職額割

の雇用の安定等に関する臨時措

置法第23条第 1 項第 4号の講習

障害者の雇用の促進 雇用の促進 等に関する 法律第5条 法律第5条

の律画の

1項第3号 の講習及び 訓練 X

层用保険法第63条第

ω

炭鉱労働者等

σı

号に掲げる訓練

高年齢者等の雇用 安定等に関する法 第15条第1項の計

6

沖縄振興開

発特別措置法

製運

公共職業

0

ω

を

に準拠した同項第

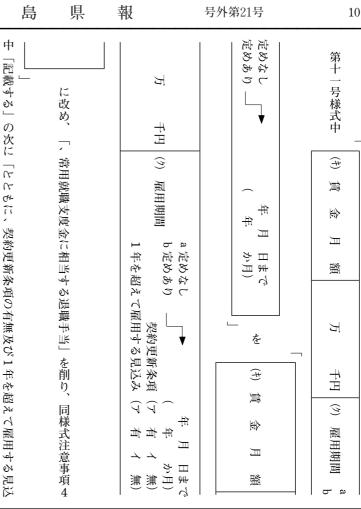
第44条第1項 第4号の講習

練

雇用保険法第 63条第1項第3 号の講習及び訓

0 10

みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を示える。



障害者の雇用 促進等に関す 法律第13条第 項の適応訓練

4 高年齢者等の雇用 5 の安定等に関する法 措 の安定等に関する法 措 律第23条第1項の計 基 画に準拠した同項第

3号に掲げる訓練

5 沖縄振興特別 措置法第81条に 基づく職業訓練

附則

1

定は、平成二十七年四月一日から施行する。 三の規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項第一号イの改正規

う。)の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」とい下「改正前の規則」という。)のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(以

3

(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第二十四号

る規則 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正す

題名を次のように改める。六十号)の一部を次のように改正する。「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年福島県規則第

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

計画(以下これらを「特定鳥獣保護管理計画」という。)の」に改める。第一号様式中「鳥獣の宋護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の宋護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の宋護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。第二号様式及び第三号様式中「鳥獣の宋護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。第二号様式及び第三号様式中「鳥獣の宋護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の宋護及び・管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

月

- この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- に関する法律施行細則第一号様式、第二号様式及び第三号様式とみなす。二号様式及び第三号様式は、改正後の福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化2.改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則第一号様式、第
- は、所要の調整をして使用することができる。化に関する法律施行細則に定める第一号様式、第二号様式及び第三号様式による用紙3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正

自然保護課

福島県規則第二十五号

報

規則の一部を改正する規則福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行

一十五年福島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成

3 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテラる。 第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加っ

所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入うイト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、イト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サティーの第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテラ

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する

(高齢福祉課

福島県規則第二十六号

める条例施行規則の一部を改正する規則福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

第三条に次の一項を加える。行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

| 4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、

かつ、

が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。ては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっサービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介

用者」に改める。

中国第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条常十七条第一項第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条常十七条第一項第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条常十七条第一項第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条常において同じ」を「当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロににおいて同じ」を「当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロににおいて同じ」を「当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロににおいて同じ」を「当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロににおいて同じ」を「当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一号通所事業の利用者をいう。以下この条一第十七条第一項第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条一条第二項に対定する利用者をいう。以下この条一条第二項に対応する利用者をいう。以下この条一条第一項第三号中「条例第百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条一条第二項に対応する。

事業所の利用者」に改める。

事業所の利用者」に、「基準該当介護予防通所介護の利用者」を「当該第一号通所のに限る。)の事業」に、「基準該当介護予防通所介護のとして市町村が定めるものに限る。)の事業」に、「基準該当介護予防通所介護のものとして市町村が定めるも四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介第二十四条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「法第百十五条の第二十四条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「法第百十五条の

十」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三」に改める。
十」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三」に改める。
お四十八条第二項第二号ではその端数を増すごとに一並びに介護予防サービス利
状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに介護予防サービス利
生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援
認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚
認四十八条第二項第二号ア中「利用者及び」を「利用者の数及び」に、「うち要介護
第四十二条中「六・四平方メートル」を「六・四平方メートル以上」に改める。

附則

(施行期日)

(介護予防通所介護に関する経過措置) 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関

を有する。

福島県規則第二十七号

準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

七条」を「第六条」に、 目次中「第二章 介護予防訪問介護(第三条—第六条)」を「第二章 削除」に改める。 「第七章 介護予防通所介護(第十七条―第二十三条)」を「第介護予防通所介護(第十七条―第二章―削除」に、「第

第二章を次のように改める。

第二章

第三条から第五条まで

第六条を削る

第三章中第七条を第六条とし、 (電磁的方法) 同条の次に次の一条を加える。

第七条 条例第五十条の二第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの 方法とする。

情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と

福

島

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ

にその旨を記録する方法) 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル 方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、 に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的 じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用 ルに記録された条例第五十条の二第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第五十条の| 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項 一第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

ことによる文書を作成することができるものでなければならない 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する

2

高齢福祉課介護保険室

第九条を次のように改める

一第一項」に改める。 第十一条中「第四条及び」を「第七条及び」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」 「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、 「第八条第一項」を「第五十条の

第七章を次のように改める。 第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第 第十三条、第十四条及び第十六条中「第四条」を「第七条」に、 一項」に改める 「第八条第二項」 を

第七章 削除

第十七条から第二十三条まで 削除

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 条例第百十八条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものと

行う送迎に要する費用 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して

食事の提供に要する費用

おむつ代

て、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 て提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であっ 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供にお

2 臣が定めるところによるものとする。 前項第二号に掲げる費用については、基準省令第百十八条の二第四項の厚生労働大

第一項」を「第七条第一項」に、 百条第三項」を 八条第一項」を「第五十条の二第一項」に、「第十九条」を「第二十五条の二」 第二十六条中「第四条及び第十九条」を「第七条及び第二十五条の二」に、 「第百十八条の二第三項」に改める。 「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」 に、 第四条 「 第 第

第三十条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項 第二十八条第一項第二号ア及びイ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。

「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第三十四条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」第三十一条第一項第二号ア及びイ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。 「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。 項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第1 3」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」第三十七条中「第四条及び第二十九」を「第七条及び第二十九条」に、 「第四条第一

十条の二第二項」に、 第四十五条第一項第二号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査 第四十一条及び第四十四条中「第四条」を「第七条」に、 「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。 一第八条第二項 を

する要支援状態区分に該当する者の数が十」を「居宅サービス利用者の数及び利用者の はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定 態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号ア中「利用者のうち認定省令第二条第 端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状 及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」と 数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三」に改める。 いう。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその 項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービス利用者の数が三又

に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。 第四十八条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第1 項

条の二第一項」に改める。 第五十一条中「第四条及び」を「第七条及び」に、 「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十 「第四条第一項」を「第七条第

に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。 第五十四条中「第四条」を「第七条」に、 「第八条第二項」を「第五十条の二第二 項

条の二第一項」に改める。 第五十六条中「第四条及び」を「第七条及び」に、「第四条第一項」を「第七条第 「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十

第五十九条中「第四条」を「第七条」に、 「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。 「第八条第二項」 を 「第五十条の二第二 項

則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する (介護予防訪問介護に関する経過措置)

に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。)附則第十一第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若 スに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護 条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 予防訪問介護」という。)又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該 護保険法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービ 五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の介 しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定介護予防サービス等 二章の規定は、なおその効力を有する。 (以下「旧規則」という。

2 号イに規定する第一号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市団指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第三条第二項の規定は (旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町

村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第三条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条 び第二十三条において準用する場合に限る。)及び第十七条から第二十三条までの規 防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第四条(第二十条及 定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予 の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規 定は、なおその効力を有する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十八号

福島県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年福島県規則第二十五号) の一部を次のよ

条第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同号を同条第五号とする。 二号とし、同条第四号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同号を同条第三号と 同条第一号とし、同条第三号中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同号を同条第 し、同条第五号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同号を同条第四号とし、 様式第一号を削る。 第二条第一号を削り、同条第二号中「様式第二号」を「様式第一号」に改め、 、同号を 同

様式第四号中「蒸光第4号」を「蒸光第3号」に改め、様式第三号中「蒸光第3号」を「蒸光第2号」に改め、様式第二号中「蒸光第4号」を「蒸光第1号」に改め、 様式第六号中「 様式第五号中 「様式第5号」を「様式第5号」に改め、 同様式を様式第五号とする。同様式を様式第四号とする。 同様式を様式第三号とする。 同様式を様式第二号とする。 同様式を様式第一号とする。

1

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 書とみなす。 二号の規定により交付されている合格証明書は、改正後の福島県歯科技工士法施行細 改正前の福島県歯科技工士法施行細則(以下「改正前の規則」という。 (以下「改正後の規則」という。)第二条第一号の規定により交付された合格証明)第二条第

出書等は、改正後の規則の相当の規定に基づいて提出された届出書等とみなす。 この規則の施行の際現に改正前の規則のそれぞれの規定に基づき提出されている届

所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は

4

3

(地域医療課

福島県規則第二十九号

他の研修資金等を受けている場合はその名称

産科

周産期医療小児科

帯

定診療科の医師として勤務しなくなったため(条例第 を継続することができなくなったため(条例第7条第 職、 停職、 育児休業その他の事由により勤務しなかっ (以下 | 在職期間」という。) が研修資金の貸与を受け (条例第7条第1号に該当) を返還することができなくなったため(条例第9条 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達する前 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心 自治体等病院の特定診療科の医師としての勤務に従

ω

0

除いた期間が研修資金の貸与を受けた期間に達し 項第1号に該当 間のうち休職、 停職、 育児休業その他の事由によ 対象医療機関の普通小児科又は麻酔科の医師と

4 ယ 0 修資金の貸与を受けた期間に達したため(条例第 号に該当) 通小児科又は麻酔科の医師として勤務しなくなっ を継続することができなくなったため(条例第7 停職、育児休業その他の事由により勤務しなかっ 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因す 対象医療機関の周産期医療医師としての勤務に 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達す

屈

#

ШК

拠

6 Ŋ 産期医療医師として勤務しなくなったため(条例 金を返還することができなくなったため 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由に 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達す (条例第

> 条第2項に該当) たため る前に対象医療機関の普 る心身の故障のため業務 た期間を除いた期間が研 従事した期間のうち休職 7条第1項第2号に該当)

第9条第1号に該当) る前に対象医療機関の周 (条例第9条第1

に、

「2 か 5 4 」を「2 か 5 6 」に改める。

9条第2号に該当) より貸与を受けた研修資

様式第十二号中「小児型」を「普通小児型・ 周産期医療小児科」に改める

2 1 師確保研修資金貸与条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号及び 様式第七号による申請書は、改正後の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県自治体等病院特定診療科医 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

3 よる用紙は、所要の調整をして使用することができる。 金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第七号による申請書とみなす。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号及び様式第七号に

地域医療課

福島県規則第三十一号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則 の一部を次のように改正する。 |県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第三十福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の 置する福島県立医科大学」を「医科大学」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七 号を加える。 一条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「公立大学法人福島県立医科大学が設

第二百五号)第三十条の四第二項第五号ニに規定する周産期医療をいう。 という。)に置かれた附属病院(産科又は周産期医療(医療法 する小児科に限る。) 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学 以下 (昭和二十三年法律 「医科大学」)を提供

第一条に次の一号を加える。

| 十一 その他知事が定める機関

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地域医療課

福島県規則第三十二号

福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則

(貸与の申請手続)

(対象医療機関) 療医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。 京医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。 六号。以下「条例」という。)第二条に規定する申請をしようとする者は、周産期医 第一条 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十七年福島県条例第四十

一(公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学(以下単に「医科大第二条(条例第二条の規則で定める医療機関は、次に掲げる医療機関とする。(対象医療機関)

2 条例第六条第一項各号列記以外の部分の規則で定める機関は、次に掲げる機関とす二 その他知事が定める医療機関 学」という。)に置かれた附属病院

一 医科大学に置かれた附属病院

一その他知事が定める機関

(保証人)

島

第三条条の第四条第一項の保証人と同一の人物二人とする。という。)の貸与を受けようとする者が貸与を受けた福島県へき地医療等医師確保修学資金の保証人と同一の人物二人とする。)の貸与を受けようとする者が貸与を受けた福島県へき地医療等医師確保修学資金の保証人と同一の人物二人とする。(選考及び決定の通知)

福

査及び面接により行うものとする。 第四条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審

定通知書(様式第三号)によりその結果を申請者に通知するものとする。学資金貸与決定通知書(様式第二号)又は周産期医療医師確保修学資金貸与不承認決2 知事は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、周産期医療医師確保修

(貸与契約の解除の通知) 3 第一項の面接は、知事がその必要がないと認める場合は、省略することがある。

(周産期医療医師確保修学資金借用証書の提出)いう。)を解除したときは、直ちに、契約の相手方にその旨を通知するものとする。第五条 知事は、条例第五条第一項の規定により修学資金の貸与契約(以下|契約」と

なければならない。 の全額について周産期医療医師確保修学資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しの全額について周産期医療医師確保修学資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しの全額に入りでの規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第六条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例

(返還債務の免除の申請手続)

(返還方法の変更承認の申請手続)

知事に提出しなければならない。十日以内に、周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(様式第六号)を十日以内に、周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(様式第六号)をすることを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して返還第八条 条例第七条第一項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第九条 条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、周産期第九条 条例第九条の規定による返還債務履行猶予申請書(様式第七号)に同条の災害、疾病そ

(届出)

一 氏名又は住所を変更したとき。 載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。第十条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記

一 退学したとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

四の休学し、又は停学の処分を受けたとき。

六 保証人の氏名、 五 復学したとき。 四 休学し、又は原

、 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき

事由が生じたとき。 - 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でな

八 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第六条第二項の医師免許証の交付を受けたとき。

に従事しなくなったとき。 九 条例第六条第一項に規定する県内臨床研修に従事したとき及び当該県内臨床研修

なくなったとき。 | 条例第六条第一項に規定する後期研修に従事したとき及び当該後期研修に従事し

又は小児科の医師としての勤務に従事しなくなったとき。 科の医師としての勤務に従事したとき及び県立病院その他規則で定める機関の産科 十一 条例第六条第一項に規定する県立病院その他規則で定める機関の産科又は小児

- 3 契約の相手方が死亡したときょ、その者の呆証人は、その旨を記載した文書にこれ(第八号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 2 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(様式
- (現況報告書の提出) を証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれ

ま十一条 契約の相手方は、所属する医学部を擁する大学を卒業した日から修学資金の第十一条 契約の相手方は、所属する医学部を擁する大学を卒業した日から修学資金の

様式第1号(第1条関係)

(表)

周産期医療医師確保修学資金貸与申請書

年 月 日

福島県知事

周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けたいので、福島県周産期医療医師確保修 学資金貸与条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申	ふりが7	な						- 生年	月日		左	丰	月	日
	氏	名					₽	年	齢	満	歳	性別	男	· 女
請	現住原	所	郵便	更番号	()			電話	括番号	(')
者	帰省生	先所	郵便	更番号	()			電話	舌番号	()
B平 1.	こ貸与をき	国	修亨	を資金の	の名称									
	ている他の		岱	与	額	月額								円
	学資金		具	, 	11.5	入学金	えに	相当する	5額					円
	, , , , ,		貸	与 爿	明間		年	月月	から	<u> </u>	年	月	日ま	で
貸	与 申 請 額	額				円	貸	与期間		左	Ē	月	目	から
	1 113 1	HZ.						7 //11/19		左	F	月	日	まで
大	名 和	称												
学	学部・学科	科				2	≠ 部			学科	学	年		年
名	所在均	地	郵便	更番号	()			電話	舌番号	()
等	入学年	月			年	月	卒	業見込む	 月				年	月
	ふりぇ	がな	È	结括	左胁	職業	崔	勤務先	年	収	<i>I</i> -	}-		記
家	氏	名	,	続柄	年齢	相联 ラ	R	到伤兀	(秭	込み)	1:	È		所
族														
0)														
状														
況														

平成27年3月24日 火曜日

(裏)

保	ふりがな			生年月	日		左	F J	1	目
	氏 名			年	齢	満	歳	性別	男•	女
証	現住所	郵便番号()		電話	舌番号	()
人	職業		年収	(税込み	.)					
	勤務先		申請和	皆との関	係					
保	ふりがな			生年月	日		Æ	手 <i>手</i>]	目
	氏 名			年	齢	満	歳	性別	男・	女
証	現住所	郵便番号()		電話	舌番号	()
,	職業		年収	(税込み	.)					
人	勤務先		申請和	皆との関	係					
申;	請の理由									

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人	氏名	(fi)
保証人	氏名	(fi)

様式第2号(第4条関係)

周産期医療医師確保修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

月 目付けで申請のあった周産期医療医師確保修学資金の貸与に ついて、下記のとおり決定したので通知します。

1 決定番号

年度第

2 決定金額 月額

円

3 貸与期間

年 月から 年 月まで

4 貸与条件 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例(平成27年福島県条例第 46号)及び福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成 27年福島県規則第 号)の規定を遵守すること。

様式第3号(第4条関係)

周產期医療医師確保修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 目付けで申請のあった周産期医療医師確保修学資金の貸与に ついては、不承認と決定したので通知します。

様式第4号(第6条関係)

21

周産期医療医師確保修学資金借用証書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号

住 所 ⁵ り ⁶ な 氏 名

周産期医療医師確保修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額

上記の借用金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

様式第5号(第7条関係)

(表)

周産期医療医師確保修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

(FI)

被貸与者との関係

保証人 住 所 氏 名

(FI)

保証人 住 所 氏 名

(FI)

下記のとおり周産期医療医師確保修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

被貸与者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた金額(総額)	円
返還免除を希望する金額	円
該 当 事 項	1 条例第6条第1項各号に規定する県内臨床研修等 従事期間又は県内臨床研修等一部従事期間が、それ ぞれ各号に規定する期間に達したため 2 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する 心身の故障のため業務を継続することができなくなっ たため(条例第6条第2項に該当) 3 条例第7条第1項第4号、第5号又は第6号に該 当するに至ったことにより、同項の規定による返還 をすることとなったため(条例第8条第1号に該当) 4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由によ り貸与を受けた修学資金を返還することができなく なったため(条例第8条第2号に該当)
上記2から4までに該当する場合の具体的な状況	

備考

- 1 「被貸与者の氏名」の欄は、申請者が被貸与者でない場合にのみ記入すること。
- 2 「該当事項」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

平成27年3月24日 火曜日

	卒業	年 年	月	日									年		月	日	卒業	.1611
	医師	群	銀 釆	: 是													号	_
		支 年		日								,	年		月	日	登録	
	勤	務	期	間			E	医	療	機	関	等		名				
		手 手	月 7 月 3	からまで														
大		F F		からまで														
学	E	F.	В	から														
子		F F		まで														
卒		F		から														
	Æ	F	月 3	まで														
業	左	F	月 7	から														
	左	F	月	まで														
後	左	F	月 7	から														
	Æ	F	月	まで														
の	左	F	月 7	から														
	左	F	月	まで														
状	左	F	月 7	から														
	生	F	月	まで														
況	左	F	月 7	から														
	Æ	F	月	まで														
	左	F	月 7	から														
	左	F	月	まで														
	左	F	月 7	から														
	左	F	月	まで														
	左	F.	月 7	から														
	生	F		まで														

様式第6号(第8条関係)

周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所 氏 名

9 が な 名

保証人 住 所 氏 名

保証人 住 所 氏 名

周産期医療医師確保修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので 承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第7号(第9条関係)

周産期医療医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所

(EII)

下記により、周産期医療医師確保修学資金の返還の債務の履行を猶予してください。

記

1 貸与を受けた修学資金の額

円

2 猶予を受けようとする額

円

3 猶予を受けようとする期間

年 月から 年 月まで

4 猶予を受けようとする理由

様式第8号(第10条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所

(FII)

(EJ)

下記により、周産期医療医師確保修学資金の貸与にかかる保証人を変更したいので承認してください。

記

dar		り が 			 	- 生年/	月日		左	F J]	目
新保	氏		名			年	齢	満	歳	性別	男	· 女
証	現	住	所	郵便番号()		電話	舌番号	- ()
人	職		業		年収	(税込	み)					
	勤	務	先		申請	者との	関係					
	更し。		٤									

旧保証人 に代わって、申請者が返還債務を履行しない場合には、その債務を履行することを保証します。

年 月 日

新保証人 住 所 氏 名

様式第9号(第11条関係)

現況報告書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所

(EII)

年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 県内臨床研修に従事しています。
 - (1) 医療機関の名称
 - (2) 医療機関の所在地
- 2 後期研修に従事しています。
 - (1) 医療機関の名称
 - (2) 医療機関の所在地
 - (3) 研修プログラム名
- 3 医学に係る研究に従事しています。
 - (1) 研究機関の名称
 - (2) 研究機関の所在地
 - (3) 研究機関における身分
- 4 医療機関に勤務しています。
 - (1) 医療機関の名称
 - (2) 医療機関の所在地
- 5 その他

備考

- 1 1から5までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 県内臨床研修、後期研修又は医学に係る研究に従事している場合にあっては、 その旨を証する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

(17)

3Dプリンター

(熱溶解積層方式)

福島県規則第三十三号 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十二 二号) の一部を次のよ

とし、 (6を4とし、7を5とし、8を6とし、9を7とし、10を8とし、 別表第二の一の1の表中(1を削り、(2を(1)とし、(3を(2)とし、 (3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。 (4)を(3)とし、(5)を削り、 (11)を9)とし、 (12) を (10)

(14) (13) 3Dプリンターシステム (モデリングサービス) 6軸垂直多関節ロボット (RV | 20 F | D) 時 間 間 三

五七〇円円

別 表第二の一の1の表に次のように加える。

(16) 3Dプリンター (インクジェット方式) 造形樹脂 十グラ 五〇円

造形樹脂 十グラ ム

一 〇 円

び(15を削り、(16を12)とし、(17を13)とし、(18を14)とし、(19を15)とし、(20を16)とし、(21を17)とし、(9を8)とし、(10を9)とし、(11を10)とし、(22を削り、(3を11)とし、(4)及し、(5を4)とし、(6を5)とし、(7を6)と別表第二の一の2の表中(3を削り、(4)を3)とし、(5を4)とし、(6)を5)とし、(7)を6)と うに加える。 とし、(2)を(1)とし、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(5)を(1)とし、(2)を(2)とし、(7)を(3)とし、 し、(35)を(30)とし、

福

ICPエッチング用冷却・ガス切替え装置

時間 三、一九〇円

(32)を(28)とし、 を削り、26を22とし、27を23とし、28を24とし、29を25とし、30を26とし、 とし、19を17とし、20を18とし、21を19とし、22を20とし、 表中(1)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を削り、 別表第二の一の2の表中40を30とし、41を37とし、42を38とし、別表第二の二の1の 窓の次に次のように加える。 23を削り、 し、(24) (31) を(21) (27) とし、(25) (18) を (16)

(29) 超微小物性測定システム (DUH - 211S)

時間 $\vec{}$ _ 〇 円

別表第二の二の1の表中③を③とし、 別表第二の二の2の表中回を図とし、 (23) の 前に

(地域医療課) 次のように加える。

(22) (21) (20) 走査型レーザー顕微鏡(HYBRIDL3)

マルチセンサ測定機(O―INSPECT)

非接触ひずみ測定システム(VIC―3D

時時間間 二、二、三、 、 、 二 三 〇 七 〇 円 円 円

次のように加える。 別表第二の二の2の表中間を回とし、 (17) を(18) とし、 (16)を削り、 (15)を(17)とし、 (17)の前に

非接触三次元デジタイザ

(16)

時間

三、

九八〇円

(3)を4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、 別表第二の二の2の表中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(0)を(1) (5)を(6)とし、 (4)を(5)とし、

x S 7 6 CNC三次元座標測定機 CRYSTA A P 時間 六 六一〇円

(2)

を22とし、33を23とし、32を24とし、33を25とし、34を26とし、35を27とし、36を29とし、24を削り、25を18とし、26を19とし、27を削り、28を20とし、29を21とし、 し、(37)を(29)とし、 し、(17)を(12)とし、(18)を(13)とし、 別表第二の二の3の表中回、 (38)を(30)とし、 (19を14)とし、20を15とし、21を削り、(11、12)及び13を削り、14を10)とし、15 (39) を(31) とし、 (40) を(32) とし、 ③の次に次のように加える。 (15)を削り、 (22)を(16)とし、 (36) を (28) と (23) を (30)

走查型電子顕微鏡(JSM—6510LA)

(33)

時間 Ŧį, 五五〇円

(40)とし、 とし、(4)を(3)とし、(4)を削り、(5)を(3)とし、 別表第二の二の3の表中国及び国を削り、 郷の次に次のように加える。 (51) (43) を を (38) (34) とし、 (52) (44) (39) (45) (39) とし、 (46) (45)及び(46)を削り、 (53)を削り、 (47) を (35)

(41)高速アミノ酸分析計 L 8 9 0 0

時間 三、 〇<u></u> 1 〇円

える。 (3) を削り、 (2)を(1)とし、 を45とし、61を46とし、62を47とし、63を48とし、 別表第二の二の3の表中的及び的を削り、切を似とし、物を似とし、物を似とし、物を似とし、 (4) を(2) とし、 (3)を(2)とし、 (5)を(3)とし、(6)を(4)とし、 (4)を(3)とし、 別表第二の二の5の表中(1を削り、(2)を(1)とし、 別表第二の二の4の表中(1)を削り、 (7)を(5)とし、 5の次に次のように加

伝導電磁界イミュニティシミュレーター (CWS | 一時間 | 二、一八〇円

(6)

29	平成27年3月24日 9	火曜日	福	島	県	報		号外第2	1号		
キ三次元座標測定	(3) その他の試験 一 試 料 一〇、二九〇円 に改め、別表第三の二の6の表中 (2) 振動測定(共 一 試 料 三九、九一〇円 に改め、別表第三の二の6の表中	その他の試験一、試料一〇、	3 クリープ試験 一測定条 六、七六〇円 を 振恵)			別表第三の二の1の表中キを削り、クをキとし、	ケーその他の試験 「	(12) バースト信号発生器(UCS500N7・1) 一時間 二、五二〇円	1) (II) パワーフェイルシミュレータ(UCS500N7・ 一時間 二、五九〇円	り、⑸を⑴とし、⑹を⑶とし、⑶の前に次のように加える。別表第二の二の5の表中8、⑼、⑴及び⑴を削り、⑵を⑻とし、⑶を⑼とし、⑷を削	(7) 雷サージ試験機 (UCS500N7・1) 一時間 三、〇八〇円 500N1・4)
ız	(1) 三次元測定機による測 一試料測		-	につき 目から一点 定点——点	同一試料測 九三〇円 を点六点がら	一試料測定 一六、〇五〇円 一試料測定 一一、一一〇円		-		133	オを削り、カをオとし、キをカとし、別表第三の四の表中
								三次元座標測定			

形形

状 状

六六

八五〇円

に改め、

別表第三の五の3の表中ウを削り、

エをウとし、

機による測定 (2) よる測定 マルチセンサ測定機に 形 状 目から一〇 に点一一点 関連 (1) で 六 ごと 一試料測定 点 一〇点ま 一八〇円 四 t を 七〇〇円 (5)(4) 円 よる測定

マルチセンサ測定機に 万能投影機による測定

則

福

る

(6)を(5)とし、 エをウとし、 オを削り、

別表第三の八の表キ中2、3、4及び5を削り、6を2とし、7を3とり別表第三の五の6の表中ウを削り、別表第三の五の7の表ア中5を削り、別表第三の五の7の表ア中5を削り、

(7)を(3)とす

キをオとし、別表第三の五の5の表中イを削り、ウをイとし、

カをエとし、

2 1 係る使用料の額については、 規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、 - 「:・)—人を)も目り明聞こ系る使用料の額について適用し、同日前の期間に改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、このこの規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 **M 貝** なお従前の例による

産業創出課

福島県規則第三十四号

号 福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則 は、 福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則 廃止する。 (昭和四十三年福島県規則第七十四

附

この規則は、 平成二十七年四月一日から施行する

福島県規則第三十五号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号) の一部を次のよう

別表第二の **則** の表福島県営六軒団地の項を削る。

この規則は、

公布の日から施行する

(建築住宅課)

(産業人材育成課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

県刷 発行者 印刷所 島 印